

門馬好春さん（30年中間貯蔵施設地権者会会長）に聞く

福島県中間貯蔵施設は今どうなっているのか

環境省に対する地権者会の関心

——中間貯蔵施設は今どうなっているのか。また、地権者会の現在の活動について教えてください。

中間貯蔵施設とは

中間貯蔵施設と聞いて、耳なれない言葉だと思われる方のために、施設についての概要やこれまでの経緯について説明しておきましょう。

中間貯蔵施設は、福島県内の除染作業で出た廃棄物や、放射線濃度が1平方メートルあたり10万ベクレルを超える焼却灰を保管する施設です。廃棄物は主に土壌や側溝の汚泥、草木などです。浜通り地区を車で走ると、黒いフレコンバックが山積みになっている風景をあちこちに見かけると思いますが、あのフレコンバックの中身が廃棄物です。今は少し

ずつ姿を消していますが、それは中間貯蔵施設に搬入され続けているからです。施設は福島第一原発を囲む形であり、大熊町・双葉町にまたがる地域の約1600ヘクタールの敷地に整備されています。施設全体はまだ未完成で建設作業は続いています。

除染廃棄物を安全に、集中して貯蔵するための施設で、最長30年間保管することになっています。国が地域の復興、住民の生活再建のため約3010億円を交付金として拠出する方針を示し、2014年9月に、福島県が条件付きで建設の受け入れを認めました。

国による100%出資の特殊会社「中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）」が施設の管理運営を行います。同会社に関連する法に「国は中間貯蔵開始後30年以内に、

福島県外で最終処分するために必要な措置を講ずる」と県外での最終処分が明記されています。

これを受けて大熊町・双葉町は、施設の建設、搬入の受け入れを認めたという経緯です。

★ ★ ★

問題は用地の取得です。

当初、国は「最長30年間」という期限付きの保管をうたいながら、用地の取得については売買契約しか認めなかった。さらに石原伸晃環境大臣（当時）の「最後は金目ですよ」という発言があり、こうした国の対応は強い不信を感じさせるものでした。その後、用地取得は売買契約だけでなく、借地も加わり、それに伴う地上権設定も含まれることとなりましたが、私たちは「30年中間貯蔵施設地権者会」（約100人）を立ち上げ、

- 福島県外の最終処分場への廃棄物搬出、
 - 30年以内の土地所有者への土地の原状回復と返還、
 - 大熊・双葉町の全域除染の確実を実現、
 - ルールに基づいた適正な用地補償、
- を求めて、環境省を相手にこれまで計45回に及ぶ説明会に臨み、交渉を続けてきました。

用地取得の現状と、

交渉を重ねてきた地権者会の成果

用地取得の現状はどうなっているのか。左表は、11月19日に東京で、環境省が会員に行った第8回説明会（マスコミ公開）で報告された資料の一部です。

全体面積	約1,600ha	全体面積に対する面積と割合	約1,500ha	99.4%
地権者連絡先把握済み			約2,090人	85.6%
契約済み面積	計	契約済み人数	計	
民有地	約1,150ha	約90%	約1,783人	
公有地	約47ha	約14.2%	75.6%	
その他公有地	約219ha	約17.7%	2,090人	
計	約1,197ha	約74.8%	(連絡先把握済みのうち、2,090人に対する割合は、85.3%)	

この契約実績の中には、地上権設定した分も含まれます。地上権設定面積等は以下のとおりです。

- 契約面積：約1197畝のうち、地上権設定：約205畝（割合：17.1%）
- 契約件数：1783件のうち、地上権設定：155件（割合：8.7%）

地上権設定した土地が約17%もあるということは、今後とも大きな意味を持つこととなります。なぜなら、環境省が地上権設定した地権者と締結した「地上権設定に関する契約書」には、ある意味では当然のことながら、当地権者会側の要求をほぼ認めた次のような重大な事項があるからです。

●地上権の存続期間「借地借家法適用除外の明確化」

地上権の存続期間は、この契約を締結した日から令和27年3月12日までとする（令和27年、すなわち2045年としたのは、中間貯蔵施設内の保管場へのパイロット輸送が開始された2015年3月13日から30年間です）。

●返還ならびに原状回復「地権者が主体となる協議の明確化」

国は、地上権の存続期間が満了する日までに、土地に現在存在する物件を撤去し、土地を現状に復した上で、契約

者に返還する。そのうえで、返還時、地権者への十分な検討時間の配慮と協議不調時でも契約終了する旨を条文へ追加しました。

これまで地権者会は、30年後の確実な土地返還を担保する契約書の作成を求めて、交渉を繰り返してきました。提示された契約書案に少しでも不明確で不信な箇所があれば都度指摘し、のらりくらりとした対応を繰り返す環境省に対して、約30カ所以上是正を求めてきました。この文言が明記されたことは、その成果に違いありませんが、環境省は本当にこの約束を履行するのか。私たち地権者会はこの行く末を最後まで見届けなければならないと考えています。

■不可解な用地補償の二重ルール

「類を見ない例」と環境省は言うが

当初国は、中間貯蔵施設の全体を国有地化する方針でした。つまり「最長30年間の保管、その後県外で最終処分」をうたいながら、売買契約しか認めなかったことが、それを示しています。

現在、私たち地権者会が最も力を入れているのが用地補償の問題です。

「買取価格と地上権設定価格」

環境省が提示した大熊町の田圃の標準価格は、原発事故を想定しないで算定した場合の2013年（平成25年）時点で、1反歩（1000平方メートル）当たり240万円です。売買価格は地価の60%とされ、1反歩当たり120万円になります。地上権設定価格は売買価格の70%とされ、1反歩当たり84万円が支払われました。20年4月からは58%で69万円に減額、今後毎年減額することを環境省が公表しました

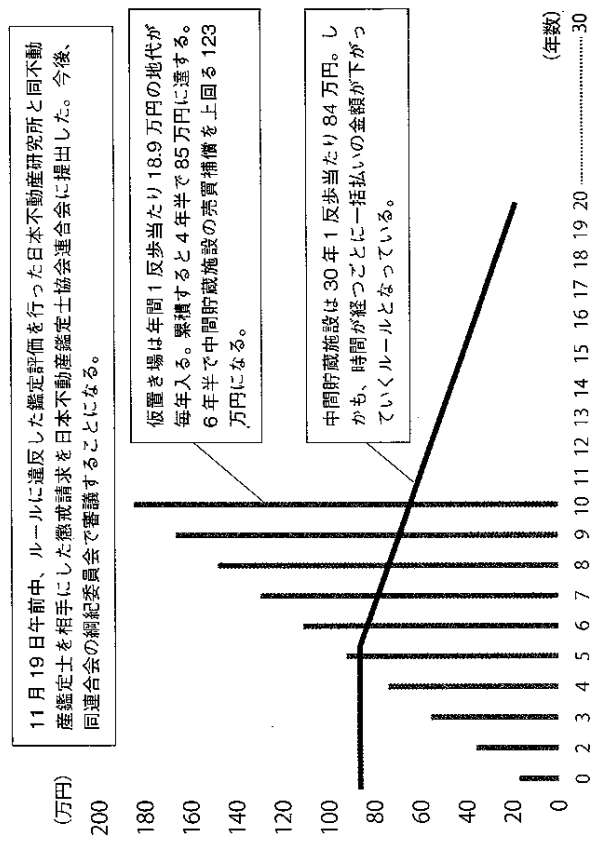
地権者会が、この比較対照として現在大熊・双葉町内に設置されている「仮置き場」や「仮設焼却場」（田）補償額を調べてみたところ、その補償額は地価100%を基準にした賃貸契約となっていて、4年半で85万円、6年半で123万円となっていました。

しかも、中間貯蔵施設の場合には、時間が経つごとに金額が下がるルールになっていたのです。

つまり、仮置き場などの地代4年半分より、中間貯蔵施設の土地使用料（地上権設定対価）30年の方が少なくなる勘定です。これでは納得できません。私たち地権者会が環境省に求めているのはルールを適用した「公平・公正」な対応です。

地権者会が大学の先生などに確認したところ、公共事業

仮置き場と中間貯蔵施設（地上権設定）の土地使用料比較



の用地補償には、大前提となる「国内統一ルール」が定められていることが分かりました。

① 公共用地の取得に伴う損失補償要綱（1962年閣議決定）

② 同 基準（1962年用地対策連絡会決定）

地権者会は、国だけでなくすべての自治体が基準としている、この「国内統一ルール」の適用を求めています。仮置き場などの用地補償は、2012年（平成24年）に環境省が内規基準を定めていますが、この要綱と同基準によるこのルールにのっとりしています。

なのに環境省は「地上権設定による用地補償額は日本不動産研究所の不動産鑑定に基づき、環境省として決定した適性なものだ」と、「環境省独自ルール」の正当性を主張し、受け入れようとはしません。彼らの言いは「仮置き場は短期使用を念頭に土地貸借関係を結んで地代を支払うが、中間貯蔵施設は長期使用かつ地上権設定契約なので、地代を支払う形での補償はできない。最長30年間地上権割合を定め一括払いを決めた形だ」と言い、「地上権設定は土地価格を上限とするよう定められている」「類を見ない用地取得なので比較できない」というものです。

彼らは「類を見ない用地取得」と言うが、福岡空港では

れています。

使用する土地（空間又は地下のみを使用する場合における当該土地を除く。以下この条において同じ）に対しては、正常な地代又は賃賃をもって補償するものとする。

つまり、「使用する土地は空間又は地下のみを使用する場合を除いた土地であり、正常な地代又は賃賃をもって補償する」こと、これが全国统一基準、統一ルールです。地代の累計額が一定の使用期間で土地価格を超えることも許容または予想しています。ですので中間貯蔵施設は、地表使用なのだから、空間または地下を使用する「例外規定」はあたらないのは明白です。

環境省は前例のないルール外の独自基準をつくって対応をしていることになります。このような対応は憲法29条を持ち出すまでもなく、違法、不当なものと言わねばなりません。このような違法、不当な対応からは、何とか全面買収に誘導したいという、環境省の隠された本音が透けて見えます。

地権者会は、「中間貯蔵施設は復興のために必要だ」と犠牲になる覚悟を示し、その意志を会則にも明記しています。私たちは○正当な補償と、○30年後の元通りの土地の

敷地353畝の約3分の1の地権者が「土地使用補償契約」を結んで40年以上の長期契約を続けているし、電力会社などは地代累計額が土地価格を超える補償契約を結ぶ実例も多くあります。不可解な対応と言わざるを得ません。

これまで交渉を重ねているものの、環境省の担当役人は2年ごとの交代人事で、何度も同じことをはじめてやり直すような経過が続いているのが今の実情です。これまで1783件の契約が済んでいることから地権者の理解は得られていると言うものの、そのなかには経済上の理由から仕方なく契約を結んだり、地上権設定から売買へ誘導されたりした人もかなりいたようです。皆さんこれには納得していません。

なし崩し的な最終処分場化を許さない

そもそも中間貯蔵施設の借地に地上権設定を適用したことに問題があります。この場合の地上権設定とは、空間の送電線や地下のトンネルのように空間や地下の一部を使用する場合に適用するものです。

公共用地の取得に伴う損失補償基準は、「土地等の取得に係る補償」と「土地等の使用に係る補償」を定めています。そして「土地の使用に係る補償」は次のように定めら

返還 ○大熊・双葉両町の全域除染を求めているに過ぎません。この交渉に対して環境省はのらりくらの対応を繰り返して繰り返しています。

環に、中間貯蔵施設に搬入集約するはずだった除染土壌を再生利用する事業計画が浜通りの他町村で進められてい



ることを考えると、環境省の不誠実な対応は、中間貯蔵施設のなし崩し的な最終処分場化を狙ったものではないかと推察せざるを得ません。

この先、国内で同じような事故が起きたとき「悪しき前例」とならないためにも、土地所有者として返還請求できるように闘っていきます。

（聞き手 編集部・高橋光利）

現代の理論 2021 冬号
ISBN978-4-88683-892-6
C0036 ¥1200E
発売：同時代社
定価：本体 1,200 円 + 税



現代の理論 社会フォーラム

GO TO 福島

放射能はあるが 廃炉の姿はない

- 特集 1 福島原発事故から10年目の検証
- 特集 2 コロナ介護現場と分権・協同の可能性

時代と切り結ぶ言論空間

現代の理論

2021 冬号

